

# 仕 様 書

## 1 修繕件名

宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場トロピカルガーデンウッドデッキ他復旧修繕

## 2 修繕内容

### (1) 目的

令和6年8月8日に発生した日向灘地震によって損壊した以下の箇所における利用者の安全性を確保するための復旧修繕

### (2) 箇所及び被害状況

- ① トロピカルガーデンウッドデッキ（床板及び根太の損壊）
- ② トロピカルバレー木製階段他（床板及び根太の損壊・不陸）
- ③ 道の駐駐車場～オーシャンデッキ間遊歩道手すり（組み木部分の損壊）
- ④ 道の駐駐車場～オーシャンデッキ間遊歩道手すり（基礎部分の傾き）
- ⑤ エントランスガーデン展望デッキ（床板及び根太の損壊）
- ⑥ 展望広場ウッドデッキ（床板及び根太の損壊）
- ⑦ 駐車場トイレ外部パーゴラ（梁の継手部分等の損壊）

## 3 施工に当たっての数量等

本工事の施工にあたっての数量及び規格等は、単価抜設計書によるものとする。ただし、任意仮設に係るものを除く。

なお、修繕に際して施工箇所の数量又は工数等が増加していることが判明したときは、あらかじめ発注者に協議をした上、予算の範囲内で変更契約を締結した後、当該増加箇所の施工を行うものとする。

## 4 位置図

別紙のとおり

## 5 被害状況写真

別紙のとおり（令和7年5月16日時点）

## 6 官公署等への届出手続等

- (1) 工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署等への必要な届出手続き等を遅滞なく行うこと。
- (2) (1)の届出手続等を行う際は、その内容について、あらかじめ発注者及び施設管理者に報告すること。

## 7 施工中の安全管理等

- (1) 施工中の安全管理に関して、常に工事の安全に十分留意し、事故等の防止に努めること。
- (2) 火気の使用を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに適正な消火設備を設けるなど、火災の防止措置を行うこと。
- (3) 資材搬入及び仮置きについては、施設管理者が承諾した日時又は場所にて実施すること。
- (4) 施工に際して生じた廃棄物は、受託者の責任において適正に処分すること。

## 8 施工の日時

施工を行う日時については、あらかじめ施設管理者と十分に協議し、承諾を得ること。

## 9 疑義に対する協議

施工において、現場の納まり又は取合いなどの関係で疑義が生じた場合は、あらかじめ発注者及び施設管理者と協議すること。

## 10 その他

当該修繕業務は、令和6年度災害復旧事業として実施するものである。